

# 清代台湾鳳山県に於ける漢人と原住民の關係

——柯志明氏の「三層族群論」からの展開——

森 島 雅 治

## はじめに

清代台湾研究における重要な学説の一つに、柯志明が著書『番頭家』<sup>1</sup>で述べた「三層族群論」がある。柯志明は「清朝の台湾政策に特徴的に見られるのは、他の辺境の場合のような儒教的世界観の特質である文化主義への帰化と包摂をめざすものではなく、治安維持の見地から住民を漢人・熟番・生番の三層に区別し、そして山沿いの平地に熟番を配置して平野の漢人と山地の生番の間の緩衝装置となしつづ三者の分離を図った」と述べ、この政策が清代における台湾統治政策の骨格をなしたとする。

一方で、昭和元年（一九二六）、台湾総督府が行った台湾在籍の漢民族の出身地調査は、既に日本の統治下にある

とは言え、清代における漢民族の居住分布を反映したものであり、この報告書に付属された分布図では、各地域における其々の出身地が分かりやすく色分けされている。これによると閩人が西部海岸沿いからの平野部をその居住域とし、粵人は中央山脈に接した山裾を主な居住域としており、とくに南部の屏東県周辺ではその傾向が著しいことがわかる。このことから、地勢的に見て、「三層族群論」が適用され難い場合があり、或いは限定的にも不適用地域が存在することから、柯志明の論への違和感を生じる。この違和感は、三層族群論における觀念と、現実の地勢とのギャップが生んだものかも知れない。

また、社会構造が変化する局面において、とくに近代化の道を歩みはじめた清代においては、商業活動がその変革

を強力に推進するものであった。ここ台湾においても、本土の資本組織が進出して活動をはじめ、植民地としての形を整えていったのは論を待たないが、清代半ばごろから大陸の商業資本による組織的な農地開発がなされ、移民の増大をもたらすとともに、商業活動も活発化した。

当論文では、清代の鳳山県における漢人と原住民の関係を、商業活動と農地開発を中心に探るとともに、三層族群論が示す社会構造を再検討し、さらに官や通事、番割などの働きを加えた多層な社会構造をモデル化したいと考える。

## 一 鳳山県における四大族群の形成

移住漢人は出身地の違いによって、「閩人」、「粵人」の二種に大別される。清代初期、彼等は台湾県（現台南附近）から順次周辺へと農地開発を進めたが、それぞれ相容れる事なく各地で土地をめぐる争いを繰り返しながら別々の部落を構成していった。殊更に漢人を閩、粵の二種に分類せず一括りの「漢人」とする考えもあるが、今日に至るまで残っている「客家村」の存在や根強い民族差別意識等から

は、相容れない両族群の闘争を垣間見る事ができる。

『臺灣私法』では、「台湾が清国の版図に入り、多くの移民が渡来することにより、台湾が奸宄逋逃の淵藪となることを恐れた清朝は、当初は閩人の潜耕を罰し粵人の渡台を禁じ、官吏以外の人民の家族帯同、或いは家族の招致を許しなかつた。この禁令は遂には空文となつて閩人の密入国は日増しに増え、康熙中葉よりは粵人の禁渡令も弛むようになり、康熙末年には漢人の移住は台湾の全地域の半分に達した<sup>5)</sup>」と、状況を概観している。

また、伊能嘉矩らの『臺灣蕃人情』に「この地方の閩人と粵人の両者間は常に軋轢して融和することはなかつたが、これはこの地方に限らず全台湾共通の状況であつた。一方で、漢人と番人との間も概して円滑では無かつたが、粵人との間では番人女性と結婚する者も居て、自然に両者間は友好的であつた。また、番人同士での諍いが少なかつたのは、ツアリセン族の勢力が強すぎて他部族が反抗せず自然讓歩していたのが原因であつた」と記述があるように、微妙なバランスで各族群間での棲み分けがあつたと思われる。閩・粵相互に連携して先住の「原住民」を山間部に追いやるケースもあり、漢人が原住民の土地である「番

地」を奪う潮流は以後も続いた。一方で、清朝政府による原住民漢化政策は、原住民に文化的な影響を与え、結果、漢化が進んだ原住民と、山地に逃げ延び独自の文化を護った原住民とに分けられることとなった。漢人は前者を「熟番」、後者を「生番」と呼んだ。

つまり、清代台湾におけるエスニックグループを、閩・粵・熟・生に分類するのが順当であると考える。

康熙中頃までは多くの未墾の地が存在し、移民の増加にも耐えられる状況にあった。必然的に働き手が足りなかったことから、古参者の閩人は、新参者の粵人にも寛容的で、目立った争いは無かったが、康熙中頃以降の密航者の急増は土地不足を招き、土地をめぐる争いが頻発した。

中でも、先行して優位な位置を確保した閩人と、粵人との間の所謂「閩粵械闘」は生存を掛けた争いとなり、後世へのしこりを残した。これは、前述の通り土地の良否に依る豊かさの差が主因で、加えて、慣習や言語の著しい差異がそれに拍車をかけたと思われる。

原住民に関しても同様に争いは絶えることがなく、さらに、生番と熟番の対立を官が主導した形跡があると、伊能嘉矩らは認識している。『臺灣蕃人事情』では、熟番が奥

山の生番を殺害したときには、褒美の品を与え、その逆の場合でも同様にして、双方の反目を煽り勢力の削減を目論むという卑劣な手段も講じられたという。<sup>8)</sup>

以下、清代台湾の社会構造を理解するために、予備的に四大族群の概要を述べる。

**閩人（福建人）** 清初、清朝政府は鄭氏一族の渡台を阻止する目的で遷界・海禁政策で台湾を封鎖したが、本土の疲弊した経済状況の中で、土地を持たない農民層の多く、とくに福建省漳州出身者のそれらが台湾を目指した。これを台湾移住の第一期と筆者は考える。

第二期は、鄭氏時代の康熙初年頃である。鄭成功の軍隊と家族約三万人が台湾に移住し「抗清復明」を掲げ、台湾を大陸反攻の基地にすべく経営をはじめた。泉・漳両州の閩南人が中心となって、台南を拠点に南は屏東方面に、北は新竹及び台北へと開拓のフロントを拡大していった。

移住開拓の第三期は、康熙二十五年（一六八五）に始まる。清朝は、台湾に一府三県を設置し、遷界令を解除した。これを契機に戦乱で生活苦にあえいでいた閩人は、大挙して台湾に流れこみ、各地に開拓村を形成した。

**粵人（客家人）** 粵人とは今日の広東人の総称であるが、台湾へ移住した粵人は客家系が多い嘉応州（四県）、惠州（海豊、陸豊）などの地方出身者が多く、結果的に粵人移住者の殆どは客家人であった。そのため、台湾においては粵人と客家人は同義として認識されている。

康熙二十三年（一六八三）に実施された「三禁の制」には、「粵地は常に海盜の淵藪となり、積習いまだ脱せざるをもつて、その民の渡臺を禁ず<sup>9</sup>」とあり、この政策により、粵人の移住は閩南人よりも遅れざるを得なかった。粵人の移住開始は康熙二十五年（一六八五）頃からで、その後康熙三十五年（一六九五）、施琅の死去と共に、禁海政策が次第に薄れ、大量の粵人の移住が始まった。しかし開墾が容易な地は既に平埔族や閩人が住みつき、粵人はそれらから取り残された荒地の開拓を余儀なくされた。その地は山裾に位置し、必然的に山間部に住む生番との接触・遭遇の機会が増え、抗争が絶えることはなかった。粵人達の一大転機は康熙六十一年（一七二二）の「朱一貴の乱」である。

陳秋坤等によると、朱一貴を筆頭とする漳州出身の閩人の反乱において、屏東平原の粵人達は十三の大村、六十四の村々から総勢一万三千人の義勇軍を集めて官軍に協力

し、その功績によって報奨の授与と共に客家全体の優遇を勝ち取ったという<sup>10</sup>。これは、今日にも残る六堆部落に象徴される安定した地位を確保したが、逆に閩粵間の民族差別意識を生み出した原点の一つと言える。

**熟番、平埔族（鳳山八社）** 熟番は平野部での農業を中心とした生活を営んでいたため、平地に住む人の意味で、後世で「平埔族」と呼ばれたが、漢人文化に触れる機会も多く、漢化の度合いが高かったたので「熟番」と呼ばれた。屏東平原ではオランダ統治時代には既に「鳳山八社」と呼ばれた番社が形成されていた。清代に入り移住漢人との通婚が起るなど、伝統的な母系社会を主とする社会構造も徐々に崩れ、ついには漢族の生活習慣の中に埋没して種族の衰退を招いたとされる。結果として、熟番は今日の本省人を構成するエスニックグループの一つとなった<sup>12</sup>。

清朝は台湾領有早々に平埔族に対する教化に着手した。康熙三十五年（一六九五）には学校教育を開始し、平埔族住民に漢民族の価値観を植えつけて行つた。雍正十二年（一七三四）、台湾巡道張嗣昌が建議し、台湾県、鳳山県、諸羅県、彰化県、淡水県の五県に本格的な学校が建設された<sup>13</sup>。

鳳山県においては「鳳山縣八社學」と称して、力力社（現  
崁頂郷力社村）、茄藤社（現林邊郷車路墘）、放索社（現林  
邊郷田厝村）、阿猴社（現屏東市）、上淡水社（現萬丹郷社  
皮村）、下淡水社（現萬丹郷香社村）、搭樓社（現里港郷塔  
樓村）、武洛社（現里港郷武路）等の八社をその対象とし、  
読書（句読、背誦）、習字を科目として、三字経、四書の  
教科書が用いられた<sup>14</sup>。また、『康熙臺灣府志』には、「鳳  
山の下淡水等の八社は狩りを行わず、専ら農業を営み、丁  
数によって米を納税した<sup>15</sup>」とあり、清朝への帰順による平  
安を確保していた様子が窺える。

乾隆二十三年（一七五八）には、西部の平地原住民の殆  
どが漢化され、辮髪をたくわえて福老語（閩南語）や客家  
語を話し、そして、漢人姓を名乗る事で「民」になったと  
いう。また、康熙六十二年（一七二二）の巡台御史黃叔瓚  
による台湾巡行記録である『臺海使槎錄』には、港東里（屏  
東平原の湧水域）に居住していた「鳳山傀儡番」の記述が<sup>16</sup>  
ある。鳳山傀儡番は、同書編集当時は生番に分類されてい  
たが、乾隆二十九年（一七六四）に編集された『重修鳳山  
縣志』（卷四 田賦志）には、「帰化生番」に区分され、納税（番  
餉）が記録されている<sup>17</sup>。この間で急速に漢化が進んでいっ

た事が窺えるが、熟番の中でも漢化が進んだグループと、  
遅れたグループとの間で漢化の進度に数十年の差が見られ  
る。

**生番（未漢化原住民）** 西部平原或いは屏東平原等で農耕  
と狩猟採取の生活を営んでいた原住民の中で、漢化を拒否  
していたパイワン族等は、漢人の武力侵略や或いは文盲を  
利用されての巧妙な土地の収奪に遭遇した。また、漢人に  
追われて西部平原より移住してきた平埔族は、土地争いに  
敗れた経験から漢人の手法を学びとり、僅かな酒・色布・  
塩などによって生番を籠絡して広大な土地を奪取していっ  
た。土地を奪われた生番は山間部への移住を余儀なくされ、  
谷間の僅かな土地での農業や山奥での狩猟で生き延びた。  
番界内の岩山の近くに住む「鳳山瑯嶠社」（瑯嶠＝現恒春）  
に関する記述では、「五穀は極めて少なく、焼畑で作った  
芋を食べている<sup>18</sup>」とあり、伝統的な生活習慣が窺える。

漢化を拒み独自の文化を護っていた生番は、次々と漢化  
する地域を逃れて山間部に逃げ込み、鳳山県では、玉山山  
系や関山山系に連なる高山域の谷間に安住の地を求めた。  
首狩りの風習等もあり、漢人や平埔族から「凶暴な人々」

として恐れられたが、それでも、商人との接触はさげられず、商人との間で鹿皮や角などの交易が行われ、後には砂金・硫黄などの鉱物資源もその対象となった。

## 二 農地開拓の沿革と地権

ここでは、村落の形成過程において、もともと基礎となる農地開拓と食料生産の歴史を辿る事とし、清朝の政策とそれに伴った熟番地の流出の実態を探る事とする。

### オランダ時代

オランダはスペインと戦い、台湾を手中にして植民地経営に乗り出したが、その当時の台湾の原住民は鋤や牛馬も無く、鋤のみで耕すなどの原始的な農法で自給自足生活をしてきた。拓殖に関わったオランダ東印度会社の宣教師グラビン等は、生産性を高めるために東印度会社から資金を調達して百二十一頭の黄牛（印度牛）を輸入し、それを繁殖させ、農具の導入や堆肥の製造等農業技術の向上策を講じた<sup>19</sup>。また、稲作やサトウキビの栽培の労働力として漢人労働者を計画的に導入したことが組織的な漢人移民の始ま

りとされ、明崇禎十一年（一六三八）、台南付近のオランダ管轄地域内には、一万人程度の漢人が居住した。その後も継続的に漢人移民は増加し、およそ四半世紀後、領有末期の一六六〇年頃では、漢人人口は最大五万人程度に達した<sup>20</sup>。

土地の所有権に関しては支配の及ばない生番地を除いてオランダ政府にあり、実態として東印度会社や教会が管理運営に当たったもので、移民漢人はその支配下での農業従事者に過ぎず、十分一税（生産物の一割を納める）及び人頭税を管理者たる牧師等に納めた。

### 鄭成功時代

以下、東嘉生著「清朝治下の土地所有形態<sup>21</sup>」の記述をもとに、漢人支配に移行する過度期の農地開拓を概観する。鄭成功は明の崩壊に伴い順治十八年（一六六一）親明派を引き連れ台湾に入り、オランダ東印度会社を駆逐して、台南の赤嵌城（ゼーラン城）を拠点とした政権を樹立した。鄭氏らは、オランダ政府の所有する農地を接収して農民に貸与し租税を課すとともに、屯田制度を拡充し、積極的な土地の開拓を行なった。また、有力な移民漢人と協力し

て本土より佃人を引き続き招聘して開墾に努め、南は恒春から北は淡水地区までを支配地域とした。これらの土地を開墾した佃人に一定の租の納付を義務づけた。

このほかに古来よりの番人の土地、移民漢人が潜墾した土地等が存在した。この政権は二十三年後の康熙二十二年（一六八二）に清朝に滅ぼされたが、この時の拓殖の成果が清朝に引き継がれた。

### 清朝治下

清朝は、台湾が海賊或いは反乱分子の巢窟となるのを恐れ、渡航を禁止する海禁令を発したが、その後も海禁令の廃止や再発令など政策は一定せず、また、禁令中での多くの不法移民の続出もこれまでに述べた通りである。

この間も断続的に漢人移民が増加し、家族や一族、或いは同郷者が結束して農地を開墾し、縁戚を呼び寄せる形で全島に拡大した。また、縁戚集団以外にも、商業資本が開拓農民を集めて台湾に送り込み、或いは、墾戸・佃戸関係を軸とした農地開拓も発展した。

農地開拓は樹木を伐採し、瓦礫を取り除き、用水路を整備することにはじまるが、その労力は地理的条件によって

大きく異なるため、土地争いや水利争いと表裏一体であり、部族間での抗争は絶える事がなかった。このような各地の争いは漢人による熟番地への侵略が引き金になる事が多く、清朝は混乱を防止するため漢人と熟番との調和政策を採ったが、その政策は封禁と解禁の繰り返しで揺れ動き有効性を欠いた。以下、農地に関する清朝の政策の変遷を、領台初期、中期、後期に区分して概略を述べる。

**康熙期（領台期）雍正初期** 各地で頻発する土地争いの原因の一つとして漢人による番地の潜墾があり、それに対応して清朝は漢人に依る番地への開墾を禁止するという封禁政策で漢人の入植抑制を図ってきた。

清朝は漢人による番地への侵略による混乱を防止する目的で、領有した直後から番地の開墾を禁止し、漢人と熟番との調和政策を採った。康熙時代の『戸部則例』によると、熟番に属する埔地<sup>22)</sup>の存在を認めると共に、その埔地はたとえ熟番の許可を得たとしても私墾<sup>23)</sup>を禁じ、違反者は処罰すると述べられている。<sup>24)</sup>

しかし、これでも漢人に依る熟番地への侵佔は止むことはなく、例えば熟番地を「荒地」と称して開墾許可を受けする方法や、熟番に課せられた土地税である「社餉」の肩代

わりを条件に私的に熟番地を開墾するなどの方法で事実上熟番地を手にした。また、密航者による番地の私墾や、武官や豪強地主の土地集積も横行し、番地への不法開墾者が絶える事はなかった。康熙六十一年（一七二一）には境界線を設けて漢人と熟番の分離を図る政策を実施したが、これも間もなく有名無実化することになる。

その後、雍正二年（一七二四）には「代番輸餉」<sup>26</sup>或は「付給番大租」<sup>26</sup>の二種の方法に依る漢人の番地の租墾を許し、再び番地開放政策を採用した。熟番地を荒地と称して開墾許可を受ける方法や、社餉の肩代わりを条件に私的に番地を開墾する方法で、熟番地を漢人が開拓し、その租借権を獲得していった。<sup>27</sup>

**雍正期（雍正三年～乾隆三年）** 前述のような清朝の政策にもかかわらず漢人による番地の開墾が既成事実化するにつれ、政府はそれらを追認し正当化しはじめた。このような漢人が私的に開墾した番地を申告させ、その所有を認めるとともに土地税をかけるという番地開放政策によって、公然と漢人の手へ熟番地が流出した。

ただ、これらの土地開発の中では、自身で耕作ができない熟番が、開墾・耕作を希望する漢人を招いて委託するケ―

スもあり、移民漢人が一方的に番地での耕作を求めただけではない事が窺える。<sup>28</sup>

**乾隆期（雍正八年～乾隆五十五年）** 様々な理由で土地を手放した熟番はしだいに貧窮化し、暴動に発展することも多かったため、清朝は雍正末年（一七三五）には再び漢人の番地開墾を禁止した。しかし、乾隆三十三年（一七六八）の閩浙總督崔應階による、漢人が私的に開墾した番地の所有を認めて土地税をかけるとともに、熟番の開墾地に対しても同様の所有を認める措置の結果、<sup>29</sup>経済的な弱者たる熟番の手から売買の形式で公然と土地が流出したとされている。柯志明はこれを「番業戸転売番地」と称している。乾隆五十三年（一七八八）には屯庁を設置するなど漢番隔離を図る政策に転じたが、熟番はこの間の反乱弾圧によって弱体化し、界内の土地を失って、界外の山寄りの土地への移動を余儀なくされた。

### 地権と土地税

土地の所有に關してもう一度整理すると、①古来よりの番人の土地、②移民漢人が潜墾した土地、③鄭氏時代の耕田（官田、菜盤田、私田に分類される）④全く所有者が存

在しない土地の四種類に分類される。既に商業資本主義の段階に上っていた清国では、土地所有権の確立に清国国法を台湾にも適用していった。

『臺灣私法』は、「台湾が清朝の統治下に置かれた二百十二年の間、移民の数も膨大で、開墾区域も広大となつてい  
るが、現在における台湾の田土の殆どは漢人に依つて開墾されたもので、総じて、民間の土地慣習に基づき合法的に取得していった」と解釈している。<sup>(30)</sup>

番地への漢人の進出に伴い、土地をめぐる争いが頻発するなか、徐々に土地権利の確定が進み、地主と小作との関係や、小作料や政府への土地税も明確になつてきた。一般的に、墾戸が小作人である佃戸から土地代として受け取るものを小租と呼び、墾戸が土地税として政府に納付するものを大租と呼んだ。<sup>(31)</sup> また、熟番地の土地代を番租と呼び、漢人墾戸が実際の耕作農民から番租を徴収してその一部を「番大租」として番社に支払う形態である。山沿いの平地や、脱税により没収された土地は、熟番に属する土地として確保されたほか、漢人佃戸が熟番に支払う租額が公定された。また、熟番保護政策として熟番の土地は自耕、或いは漢人佃戸でも免税とされた。<sup>(32)</sup>

一方で、シェファードは、清朝の台湾原住民に対する土地政策の分析を通じて、『臺灣私法』以来の日本側研究者の一貫した「漢人の進出により熟番が土地を失つて流離した」とする所謂「熟番地流離説」ではなく、「清朝が民間の土地慣行に順応しつつ熟番地権に対して有効な保護政策を取つた結果である」と主張して『臺灣私法』に反論した。シェファードは、「清朝は、東アジアの国際関係及び華南の地域経済上の視点から見て、台湾が経済・地理上の重要な地域にあることを明確に理解しており、国際戦略上において台湾を無視していなかった」と主張し、その論拠として「番租を支払う土地は二十世紀初頭に至るまで台湾西部の界内平野地帯にも広範に残存していた」としている。<sup>(33)</sup> さらに、乾隆中期以後に「番大租制」の形成が台湾西部地域一帯で支配的となり、日本統治時代に廃止されるまで継続したが、二百年に及ぶ清朝統治の間での熟番地権に対する考えは、平埔族、移住漢人、及び清朝の三者間の関係によつて変化したとも述べている。

柯志明は『番頭家』において「番租の多様な形態は決して直線的な進化の各段階の所産ではなく、清朝の試行錯誤的な政策展開のなかで形成されてきたのであり、そうした

歴史的意味を正しく理解するべき」と論じ、「臺灣私法」<sup>34</sup>等で通説的に論じられる「流離説」を明確に否定した上で、「清末における番租の所在地は、シエファードの言う界内平野だけではなく、境界周辺やその外側の保留区に集中しており、この事は、シエファードが言う、清朝が熟番のともと持っていた土地を保護したのではなく、一旦土地を手放した熟番に対して清朝が政策的に土地を与えてそれを保護したと見るべき」と、清朝による再配置を主張している。このようにシエファードの「反流離説＝保護説」とも異なる第三の説として、「熟番の再配置説」、つまり「三層族群論」を提示した。

### 三 植民地交易と民番関係

ここでは、経済面に視点を向け、経済発展が社会構造の変革をもたらすと言う事実を、暗躍する番割や通事の働きを通じて探ってみる事とする。

移民増大の結果、漢人勢力が飛躍的に増大するとともに、清代初期に「化外の地」として顧みられる事も無かった台湾が、清末期には植民地として多くの産物を生産する基地

へと変貌した。

明末の鄭成功の時期（一六八二年頃）から始まった開拓は、乾隆末期の一七七〇～九〇年頃には移住閩人による大規模な開拓行為はほぼ終了した。移民漢人の増大は必然的に対岸の諸物資への希求をも増大させるのは必然であり、この時期から政治・経済的重要性が日増しに増えた。そして、大陸商品を売り捌く商人（多くの場合閩人）が増大し南北路の交通の整備と共に商業の往来も頻繁になった。

人が住む場所には自然発生的に市が発達しはじめるが、この地においては、漢人と生番とがそれぞれ物品を持ち込んで交易する互市、即ち「番市」が定期的に開かれる事が黙認され、番市には番割が出入りして、紅布、毛糸、砂糖、酒、塩など日常生活品を持ち込み、生番が所有する鹿皮や籐木などの物品と交換する交易が行われた。当時、生番との交易から得た利益に対し「番餉」と称する交易税を納めるシステムが確立しはじめ、熟番の一部（社丁）に生番との交易を許可していた。この様な交易には「番割」<sup>35</sup>と称する商人が、大陸商人との間に入り商取引を行った。

土地の権利の確定に伴い土地税としての台湾産米が台湾海峡を渡る事で台湾は「植民地」として機能し、継続的な

人口増は持続的経済発展を招いた。また、移住漢人の拡大は、同時に大陸文化への希求に繋がり、商人らは本土の日用雑貨を台湾に、台湾の米、砂糖、特産である樟腦などを本土に運んだ。このようにして台湾は「国内植民地」<sup>36</sup>としての確定的地位を占めるようになった。また、嘉慶年間に内地の茶樹が移植された茶生産は、道光期から拡大をはじめ、同治年間には台湾烏龍茶が重要な産品となるとともに、清末には、砂糖生産、塩業も整備され、その利益は財政上重要な地位を占めた。

このような経済活動の活発化にともない、台湾の輸出入商人は独自の組織を持ちはじめ、「行郊」或いは、「郊行」と称される商業ギルドへと発展した。東嘉生等は台湾における郊の発生時期を雍正三年（一七二五）としており、この頃、対岸との取引に従事していた商人達は、当時まだ半鎖国的自給自足の段階にあった台湾において、漢人相手に雑貨品の販売上の独占権を獲得し、植民地のあらゆる需要を充たすため内容の充実と規模を拡大させた。そしてその商業利潤を以て農民に対する高利貸しを行うなど、単純な商業取引から農民相手の金融機関にも転化し、また、開拓地域の拡大に従った農業生産力の増大にともなって農業生

産物の売買も行うようになった。<sup>37</sup>なお、「郊」は「交」が漳・泉州両地方の方言で転音したもので、交易の意味。また、「行」は共同組合を意味し「幫」と同義語で、「行郊」に加盟する商人は「郊商」と呼ばれた。

これらの郊商は政府公認の独占的な存在となり、台湾の商業資本家として発展した。彼等は特権と引き換えに政府に与する事が多く、住民の蜂起や抵抗運動に際しては、軍資金の献上や鎮圧に加勢するための「義民」の募集などで政府に協力して政商への道を歩んだ。<sup>38</sup>

#### 食料生産

『重修福建臺灣府志』に依ると、清初康熙二十三年（一六八三）の台湾府での登録農地は、一万八千四百五十三甲であったが、五十年後の雍正十三年（一七三五）には約三倍の五万二千八百六十二甲に拡張した。<sup>39</sup>これを年率に換算すると約二%増となり、当時の農具の水準や荒れ果てた地勢から見て、かなりの急ピッチで農地開拓が実行された事が伺える。

康熙五十九年（一七一九）、清代台湾における重要な水利事業者として有名な施世榜は、台湾中部の濁水溪を利用

した水利工事である「八堡圳」を開通させたが、この事業によって中部エリアが台湾経済発展上での重要な地域を占めるに至った<sup>40</sup>。また、鳳山県では道光年間（一八四〇年頃）「曹公圳」と命名された鳳山知県の曹謹による大規模な灌漑事業が行われた<sup>41</sup>。これは下淡水溪から農業用水を灌漑するといふもので、これにより頻発していた旱魃被害が解消し、鳳山エリアも有数の穀倉地帯となった。

この背景には、温暖だが冬季は小雨の気候に対応し、栽培季節の前倒しが可能な本土から持ち込まれた別名「安南蚤<sup>42</sup>」と呼称される早稲種、所謂「チャンバ米」の導入により二期作が可能となった事と、収量の多い高生産性品種を導入する等の農業技術の進歩により食糧事情が好転した事で、雪だるま式な農地の拡大と移民増加のサイクルが回転しはじめた。これは、台湾への移民の加速を促した事はもとより、福建の「穀倉」として機能しはじめ、本土の食糧不足を補う存在となった。

### 番割、通事等の暗躍と民番結婚

清朝は番割を内地奸民と呼び警戒していた。巡視台湾御史赫碩色・夏之芳の雍正七年（一七二九）三月十六日の「敬

陳臺地事宜摺」では、「内地奸民の中には番語を学んで生番の女を娶り、親戚関係を結んで生番の居住区域内に住んでいる者があり、内地の塩・鉄・火薬などを生番に売りわたし、武器の使い方を指導している」と危惧し<sup>43</sup>、安全保障の観点から番地進入の禁止措置がとられた。

一方で、彼らのもつ生番との関係に頼らざるを得ないという事情もあり、漢人・生番間の交易を既成事実として公認した上で管理体制を構築しようとしていた。福建布政使高山の乾隆十年（一七四五）の「臺灣事宜疏」には、漢人と生番との取引は基本的に禁止する方針を謳いつつ、「生番が所有する鹿皮・藤木は、すべて塩・布・茶・煙草などの物品と交換して、にわかには禁じ難い」とし、交易の日時を定め限定的な交易を許可する方針を示している<sup>44</sup>。

『臺灣私法』では、「番割とは、生番界において生番と物品の交換を行う業者の事で、通常、番語に精通した熟番人」としており、番割を内地奸民、つまり無頼漢人とした清朝の文献と異なり、熟番がその役割をしていたとある。また、「阿里山には原住民をうまく制御し、番租の収納をも任されていた阿里山總辦なる業者がいて、阿里山の産物を集荷し取引する特権を得ていた」との原住民の証言記録があり、

また、「番割は本来總辦の使用人であつて年に百二十元の賃金を受けていたが、後に年に百元の税（名義料）を總辦に納める事によつて生番制御の責任を負うと共に生番との取引を独占した」と述べている。<sup>65)</sup>

清朝は番割の行動を警戒していたが、これには、課税を通じた官の支配体制の維持と、治安対策の二つの側面が想定できる。一つ目は既に述べた人頭税、土地税等の熟番への課税であるが、多くの場合、土地を租借している漢人が代理納税をしていた。北路理番同知鄧傳安の『蠡測彙鈔』に「夫輸餉之社、歸化社也、不輸餉之社、野番也。」とあるように、<sup>66)</sup>生番と熟番の区別は納税の有無に絞られ、生番は非納税者である。生番との交易をする番割は脱税に荷担する者として厳しく糾弾される対象であつた筈である。

しかし、二つ目の治安対策に関しては疑問もある。本来官の管理下に置くべき銃砲・火薬類を、商業活動の中で安易に生番に売り渡す行為の存在である。『臺灣私法』では「番割が原住民と交換する物品の主なもの布、鍋、番仔火（マッチ）、銃、火薬等で、元來台湾において銃砲火薬を製造販売し、これらを以て生番と交易する事は律例に違反するが、この規定は実効を伴わず番割は官庁より廢銃の払い

下げを受けてこれを修理し、火薬は対岸の興化県より来る客商から購入して番界の産物と交換に充てた。」<sup>67)</sup>と云う。

ここから読み取れるのは、相対的に安価な商材を購入する特権を維持するために番割は生番に擦り寄り、狩猟用の銃器を売り渡し、結果的に多くの皮革類の産出を企てるとともに、無知で凶暴で武装化した生番を演出し、自分たちのみが彼等との接点を持つ事でより多くの利益を生み出した構図であろう。同時に「廢銃の払い下げ」の事実から、簡単に修理できる銃を「内地奸民」である番割に払い下げた官の行為には、正当な行政を装いながら私腹を肥やす意図が界間見える。

また、台湾原住民は、それぞれの部族ごとに独自の言語を持つている事から、清朝は生番との接触において、地方官の下に位置した役人である通事を通訳として利用した。通事は番婦を娶つた漢人や、漢語を理解する原住民らで、生番の居住区域内に居住し、通訳の役割のみならず清朝と生番との仲介として働いた。また、その特権を利用して商業活動をはじめたが、使用人であつた「番割」に徐々にその地位を奪われていった。多くの場合、番割もまた生番の居住区域内に居住し、原住民語に精通し、生番の女性を娶つ

て親戚関係を結んだ。民番結婚は清代になって一般的になってきたが、それには漢人の女性が台湾渡来を禁止されていたことと、番婦を娶ることによって番地侵佔を図るといふ、移住漢人側の二つの動機が考えられる。つまり、生物的欲望に留まらず、商業活動の重要な手段として、漢人が原住民女性を娶り、自らの商売に利用した。勿論、原住民側にとっても交易は魅力的であり、そのための手がかりとして漢人との婚姻は有効であった。そのような夫婦は通事体制と強い関係があり、番割との連携を容易にするなど、結果として「民番結婚」は清朝による植民地台湾の経済活動を支えた事は疑う余地は無い。

#### 四 三層族群論への批判と四大族群の実相

以後の議論のために、前章で若干触れた柯志明の『番頭家』中の「三層族群論」について概要を述べておく。

同書では、清朝の台湾政策に特徴的に見られるのは、治安維持の見地から住民を漢人と熟番・生番との三層に分ける政策が清代台湾原住民政策の骨格をなし、山沿いの平地に熟番を配置して平野の漢人と山地の生番の間の緩衝装置

となしつつ三者の分離を図ったとする。高山が乾隆十年（一七四五）に「陳臺灣事宜疏」で提示したこの概念は、番地境界の再確定とともに、各地で頻発する反乱に手を焼いている中、熟番の武力を利用して辺界の守備を行うという「隘番制」を実施させ、また、治安維持に熟番を利用する体制の確立に対応して、熟番の生計を保障するための「隘番口糧の特恵制度」と、熟番保護の機構として「理番同知衙門設置」の二つの「恤番」政策が採用され、結果として熟番地権保護政策の一里塚を成した（第八章小結）。しかし、それでも漢人の界外進出は止むことはなく、各地で生番との衝突が頻発したが、加えて、閩粵熟生相互間の紛争も拍車をかけた。中でも乾隆五十一年（一七八七）に勃発した「林爽文の乱」に代表される乾隆年間後期の諸動乱が、生番の住む山地を根城に活動する漢人の存在を官側に認識させると共に、この乱で示した熟番の清朝への忠誠は清朝と熟番との同盟関係をさらに強化させた。

以上が『番頭家』の主たる主張で、この時期に形成された体制が、その後清末の劉銘伝の改革に至るまで、ほぼ持続することとなった。しかし筆者は若干異なる考えを持っている。

『番頭家』から読み取れる三層族群論の概念は、官側が「民」を管理する上で漢人と番人とを区分し、その上で管理のし易さの違いによって番人を生・熟に区分したものであって、あくまでも反乱・混乱の芽をつみ取る手段として、生・熟・漢のそれぞれの部落の地理的配置を定めたに過ぎない。その意味で、三層族群論によって現実社会の中の各族群の地位や部落形成を説明する事はできないと考える。加えて、移住漢人は少なくとも一括りの「漢人」ではなく、少なくとも「閩人」と「粵人」の二つに分類されるべきであり、単なる出身地の違いではなく、社会階層としても二分されるものであろう。

注2であげた『臺灣在籍漢民族郷貫別調査報告』による開拓農地の分布からは、開墾の容易な地は熟番や閩人が住みつき、山麓部の荒地地には粵人が住みついた事が分かる。同調査報告と、これまでに述べた事項を重ね合わせて鳳山県地勢図として筆者が纏めたものが、付図2である。この図は、村落の平面空間配置と、その標高を模式的に表現しており、村落の形成が地勢と深くかかわっていることが推定できる。また、時系列的な空間配置をも示した。ここからわかることは、西部沿岸地帯には閩人が、下淡水溪東側

には「熟番」が、その東部の山裾には「粵人」が、そして山間部に「生番」の部落が形成され、四ストライプ状の構造が見られることである。つまり、既に述べたように、先行移住の閩人は沿岸部を開墾してそこに住居を構え、下淡水溪東部に居住して漢人との接触と共に漢化が進んだ熟番は、その地に広大な村落群を形成して次第に清朝の支配体制に組み込まれていった。しかし、遅れてやって来た粵人は、既にこの段階では開墾するための上質の土地はなく、山沿いの荒地地での開墾を余儀なくされた。言うまでもなく、その土地は生番との接触の危険が多い地域でもある。

この配置は、明らかに農地開墾の容易さの順であり、開拓地の質に伴う豊かさの差を生み出した。その結果、閩人と粵人と間での深刻な亀裂を生み出し、後の反乱の下地となった。こういったことから、三層論の構図である「官」が「漢」と「生」の間に「熟」を配置した」との認識は、少なくとも鳳山県においては、適用が困難であり、もっと別な要因を探る必要がある。この意味で、筆者は「三層族群論」への異論として以下の二つを提示したい。

第一に、地理的に見て「三層」配置になっていないのは、ここ鳳山県のみならず、台湾全土でその傾向が見られる事

である。つまり高山の「三層構想」は理念として理解は可能だが実行が伴っておらず、構想に終わったと見るべきであろう。

第二に、墾戸・佃戸関係で見られるように、農業現場においても支配者である墾戸と被支配階層である佃戸の存在が、逆に農地開拓を加速させ、漢人移住の原動力ともなり、この墾戸が官や商業資本と結びつき、結果として清朝による植民地支配を強化したと見る。

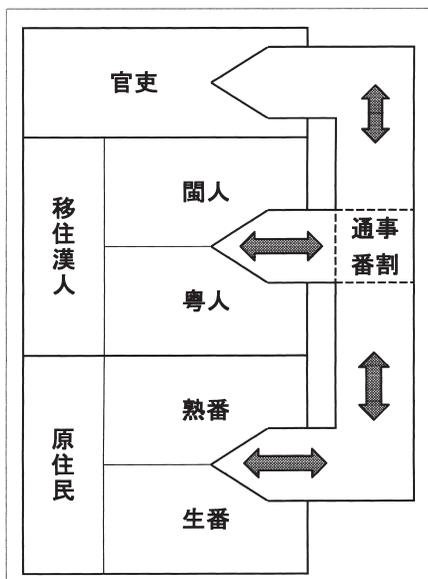
つまり、柯志明氏の主張する「清朝が明確な意思を持って三層族群制を梃子に、台湾の支配体制を整えた」と言うよりも、「官の支配体制の維持が目的化し、結果として商業資本と結びついて植民地の経営を進めた」との視点から、「官と商業資本の結びつきの結果として熟番地の大量流出が起こった」と結論づけたい。

### 五層社会モデルの構築

閩・粵・熟・生の四大族群の分類は、単に民族の出自を基にした概念だけではなく、社会階層として存在していたことは今までも述べたが、また、四大族群は被支配階層であった「民」の分類でもある。

政治的支配階層である「官」は「民」の上に位置する立場を最大限利用し、手近な通事や、否定されるべき番制のみならず、その他のあらゆる手段を使って「植民地」台湾での利益独占に走った。つまり、官吏階層は単なる行政上の支配に留まらず経済的にも支配階層に属しており、一つのエスニックグループとして区分されるべきであろう。ここから、当時の社会構造を閩・粵・熟・生の四つの族群に「官」を加えた「五層社会」として表現するのが適切だと考える。そして、これまでに述べたように、社会を構成するこれらの五層は互いに独立し、相容れない存在であった。それでも各階層間の何らかの接触や交流などは否定できない筈である。それはどのようになされたのであろうか。

官の植民地経営を支える産業発展は、資本家による組織的な農業基盤整備がそのベースであり、必需品の流通を通じた商業活動の発展が多くの移民の生活を支えると共に、植民地機能を強化していった。社会階層として分割された各階層は互いに相容れない感情を維持しつつ、現実生活においては経済活動を通じて融合していったのであろう。また、組織的な経済活動を支えたのは、各階層に属する人達の絶えざる欲求である。それらを媒介した通事・番制の



五層社会モデル

役割は重要で、毛細血管のように末端組織への補給の役割を果たした。もし番割等の活動が無ければ官や商業資本の利益をも制限されたであろうことから、清の植民地経済を支えたのは、資本家の存在と番割等の活動であると言える。各階層間を自由に行き交う存在であった通事・番割等をエレベータに例えれば、当時の社会構造を、五階建てデパート（各階層）とエレベータのようなモデルが描ける。

（左図「五層社会モデル」参照）

- 当論文の結論を整理すると、次の三点に絞る事が出来る
- ① 柯志明氏らの「三層族群論」は地理的配置上で、論拠を失っており、閩粵を一括の漢人とする事に無理がある。
  - ② 族群の構成は、「閩」「粵」「熟」「生」の四つに加え、「官」を加えた五層社会として表現するべきであること。
  - ③ 社会の構造では商業資本と官吏の癒着が決定的な役割を果たしている。

註

- (1) 柯志明『番頭家・清代臺灣族群政治與熟番地權』（中央研究院社会学研究所 二〇〇一）。全十三章の多岐にわたる内容であるが、「三層族群制」に関しては第七章で詳しく考察している。
- (2) 臺灣總督府官房調査課編『臺灣在籍漢民族郷貫別調査』（臺灣總督府 一九二八）
- (3) 閩は福建省の古称。中央の官僚は蔑視的な「閩」の文字を使用した。台湾においては限定的に福建省の漳州や泉州地域出身者を指す事が多い。
- (4) 粵は広東省の古称。一般に粵人は広東省出身者を意味するが、台湾においては狭義に「粵人＝客家人」との認識が定着している。
- (5) 『臺灣私法』第一卷第一章第一節第四款 七一頁
- (6) 『臺灣蕃人事情』第三篇第二章第六 二二四頁

- (7) 笠原政治「幻のツァリセン族」〔『台湾原住民研究』第二号 風響社 一九九七〕には、「伊能がツァリセン族と分類した下三社番、四社番等は、ルカイ族或いはパイワン族に分類されるが、そもそもツァリセン族という呼称が誤解に基づく」としている。
- (8) 『臺灣蕃人事情』百六二頁  
舊清國政府ニ於テハ此兩者ヲ離開シテ一層反目セシメタル形跡アリ即チ前山ノ蕃人ニシテ奥山ノ蕃人ヲ殺シタルトキニハ物ヲ與ヘテ之ヲ賞シ又奥山ノ蕃人ニシテ前山ノ蕃人ヲ殺シタル時モ亦然リ此クシテ兩蕃人ヲ反目セシメタルハ蕃人ノ勢力ヲ削キ且其繁殖ヲ妨ケタリシモノ、如シ
- (9) 伊能嘉矩『臺灣文化志』中卷(刀江書院 一九二八)「復刻版 一九六五」七七〇頁  
なお、「三禁の制」は施琅が建議し、裁可後施行されたとの通説があるが、正式な文書は見つかっていない。
- (10) 陳秋坤「清代臺灣地權分配與客家產權：清代臺灣地權分配與客家產權以屏東平原爲例」〔『歷史人類學刊』第二卷二期 二〇〇四〕
- (11) 地域別に六個の義勇軍組織(堆)を形成し、官軍に協力した。右堆(美濃、六龜、旗山等)、左堆(新埤、佳冬等)、前堆(長治、麟洛、屏東等)、後堆(內埔)、中堆(竹田)、先鋒堆(萬巒)の六堆を指す。
- (12) 所謂台湾人。従前から台湾に住んでいた閩南系漢民族の子孫と、原住民と漢民族との混血の子孫を指す。
- (13) 劉良璧『重修福建臺灣府志』〔『臺灣文獻叢刊』七四 大通書局〕卷十一 學校
- (14) 『臺灣蕃人事情』第四編沿革誌第二章第二支那人の蕃人教育 二六七頁  
各蕃童能ク四書及毛詩ヲ背誦シ得ルニ至リ中ニハ詩經易經ヲ背誦シテ訛ナキモノアリ作字モ頗ル法ニ楮ヘリ
- (15) 蔣毓英撰『臺灣府志』〔臺灣府志三種〕中華書局 一九八五) 卷五 土番風俗  
鳳山之下淡水等八社、不捕禽獸、專以耕種爲務、計丁輸米于官。
- (16) 黃叔敬撰『臺海使槎錄』〔故宮珍本叢刊〕第二七二冊) 卷七 南路鳳山傀儡番一  
種薯芋黍米以充食。種時男婦老幼偕往、無牛只犁耙、惟用鐵錐鋤鑿栽種。
- (17) 『重修鳳山縣志』〔臺灣文獻叢刊〕一四六 大通書局) 卷四 田賦志 番餉(附) 生番歸化折納鹿皮價銀
- (18) 『臺海使槎錄』(同註16) 卷七 南路鳳山椰嶠十八社三 飲食 諸番傍巖而居、或叢處內山、五穀絶少。斫樹燔根以種芋、魁大者七、八觔、貯以爲糧。
- (19) 平埔文化資訊網 <http://ianho.tw/p/116> 「族群・分布與遷徙」の中の「平埔族在歷史上的遭遇」から引用
- (20) Joa R. Shepherd 『Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier, 1600-1800』 一六一頁
- (21) 東嘉生「清朝治下の土地所有形態」〔臺灣經濟史研究〕所収) 第一章「清朝以前の臺灣土地領有」一七八頁以下
- (22) 農地に転用可能な土地の意味として解釈。

- (23) 『欽定戸部則例』（註24参照）では、「贖」の文字が使用されている。昨今の論文や解説文の中で、「贖」に代わり「贖」の文字の使用、或いは「私」を「租」とするものも散見するが、これらは字義からして誤用であろう。文脈から見て、「私贖」は「無届での熟番地の租借と、その延長線上にある開墾」、つまり、「私墾」とほぼ同義と解釈した。
- なお、インターネットの「台湾大百科事典」に依ると「贖」はオランダ語の *Pacht* の音訳で閩南語では *Pak* と発音される。租借、賃貸借が主意で、条約等の意味も持つ。(http://taiwanpedia.culture.tw/web/content?ID=5998&keyword=%E8%84%B4%8C)
- (24) 『欽定戸部則例』（『故宮珍本叢刊』第二八四冊）巻八、十葉 田賦 盜耕田地
- 一 凡盜耕他人田地、(中略)官田歸官、民田給主。
- 一 臺灣奸民私墾熟番埔地者、依盜耕本律問擬、於生番界內私墾者、依越渡關塞律問擬、田仍歸番。
- (25) 漢人が熟番の土地を開墾し、その土地税を肩代わりして納税する仕組み。実質的に漢人の土地と同等となる。
- (26) 熟番に賦課される土地税相当額を借料に加算して支払う方式。
- (27) 柯志明はこれを「民番無礙、朦朧給照」と称している。「民番無礙」は「無主荒地」と同義、「朦朧給照」は「安易な許可」と解釈すべき。
- (28) 例えば、『大租取調書「第三冊」附録参考書』中巻（臺灣總督府臨時臺灣土地調査局 一九〇四）の一〇四頁の「番人給墾字」（嘉慶五年三月）に次のような一節がある。求自己不能墾闢、招得漢佃沈阿多前來承墾、當日三面言定 墾批銀二大員止。
- (29) 楊鴻謙・顔愛靜著「清代臺灣西拉雅族番社地權制度之變遷」（『臺灣土地研究』第六卷第一期 二〇〇三）所引の「閩浙總都崔應階曉諭」には、「漢人典贖（贖）侵佔社番田園悉行清釐斷還番管、內有令民人向番承種納租者概免報墾」とある。
- (30) 『臺灣私法』第一卷第一章第一節第四款 七二頁
- (31) 『臺灣私法』第一卷第二章第一節第二款 二四七頁
- (32) 『臺灣私法』第一卷第二章第一節第二款 三四七頁
- (33) Joa R. Shepherd 『Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier, 1600-1800』二四〇頁
- (34) 『番頭家』第八章第四項（二二二—二二八頁）
- (35) 林淑美は、「清代台湾の番割と漢番関係」（『名古屋商科大学論集』第六卷二号 二〇〇四）の中で、割の解釈として、「大陸・台湾間の沿岸貿易商人の同業公会（郊行）が台湾に運搬した商品を割店と呼ばれる問屋に卸していたことから、割は仕入或いは卸の意味と考えられる。なお、割は客家語にこの意味は無いので閩南語と考えられる」としている。
- (36) 「国内植民地」の用語は、近年、台湾で使用されている政治的なニュアンスを持つ語であるが、筆者はニュートラルな感覚で使用した。
- (例) <http://members.shaw.ca/wchen88/mainp4j.htm>
- (37) 東嘉生「臺灣經濟史概説」（『臺灣經濟史研究』所収）八五頁

(38) 連橫編『臺灣通史』卷二十一 鄉治志 (『臺灣文獻叢刊』一二八 大通書局)

(39) 『重修福建臺灣府志』(註13に同じ) 卷七田賦土田 臺灣府

舊額田園、實在共一萬八千四百五十三甲八分六釐四毫零二忽三微(中略) 以上自康熙二十四年起、至雍正十三年止、新墾田園共三萬四千四百零八甲六分一釐三毫八絲三忽二微二纖五沙二塵七埃八渺。連前通府合計、舊額、新墾田園共五萬二千八百六十二甲四分七釐七毫八絲五忽五微二纖五沙二塵七埃八渺、田一萬四千七百七十四甲零一釐九毫七絲四忽八微八纖零二塵二埃六渺二漠(上則二千九百五十二甲八分八釐五毫五絲零二微、中則二千二百九十八甲九分四釐零九絲六微、下則九千五百二十二甲一分九釐三毫三絲四忽零八纖二塵二埃六渺二漠)、園三萬八千零八十八甲四分五釐八毫一絲六微四纖五沙零五埃一渺八漠(上則三千一百四十一甲一分三釐一毫八絲二忽九微、中則四千零七十二甲四分六釐三毫一絲零九微、下則三萬零八百七十四甲八分六釐三毫一絲六忽八微四纖五沙零五埃一渺八漠(以下略))

(40) 『臺灣通史』(註38に同じ) 卷三十一 列傳三

(41) 『臺灣通史』(註38に同じ) 卷三十四 列傳六

(42) 『臺海使槎錄』(註16に同じ) 卷三 赤崁筆談・物產

鳳山澹水等社近水陂田、可種早稻。・・鳳山八社水田、收雙冬早稻(原注 一名安南蚤、十月、正月種)

(43) 『宮中檔雍正朝奏摺』第十二輯(國立故宮博物院編輯 一七七) 赫碩色·夏之芳「敬陳臺地事宜摺」(雍正七年三月十

六日)

番民界限宜定例嚴禁也。查、臺地番民共處、止可令其各安本分、不可令其互相固結。在熟番、納餉當差、甚屬醇良。獨生番性極蠢頑、好以殺人爲事、從前雖經畫界禁止民人出入、而生番之害不能盡絕。臣等細察情形、聞向來內地姦民、間有學習番語、娶其番婦、認爲親戚、居住生番界內、並將鹽鐵火藥等物販賣與番。及今不爲嚴禁、將來關係不淺。臣等愚見、請嗣後更定嚴例、畫定生番界址、不許番民出入販賣物件、一切火藥鹽鐵尤宜查禁、將生番社內通事一概革逐、如有擅入生番界內並販賣違禁物件者、定例置以重典、其地方官弁縱容失察者、亦定議加倍治罪、如此庶生番不致爲害、而地方可相安無事矣。

(44) 「陳臺灣事宜疏」(『臺灣文獻叢刊』二五六「清奏疏選彙」)

福建布政使司布政使臣高山謹奏、爲臺郡民番現在應行應禁事宜。據實密陳、仰祈聖訓事。(中略)

- 一 民墾番地之宜永行禁止也。(中略)
- 一 番民地界之宜照舊劃清也。(中略)
- 一 熟番社目之宜設立土司也。(中略)
- 一 生番隘口之宜稽查出入也。(中略)
- 一 民番貿易之宜酌定時日也。查、生番僻處深巒、需用貨物盡資漢民、由來已久、以該番所有之鹿皮藤木盡資換易鹽布茶烟等項、勢難禁止。但一歲之中、若不定以時日、則出入往來竟無常度、既難免漢奸之煽惑欺朦、亦易啟畝番之爭奪滋讐(中略)
- 一 眷屬渡臺之宜先行稽查也。(中略)

以上六條、係臣到臺後見聞所及、博採群議、因地制宜。內間有奉督撫諭查者稟覆督撫外、事關邊海內防微善後之策、用敢密陳。

(45) 『臺灣私法』第三卷二二六頁

(46) 鄧傳安『蠡測彙鈔』(豫章叢書所收) 番俗近古說の項に記載。

(47) 註45に同じ

#### 參照文献(発行順)

伊能嘉矩・栗野伝之『臺灣蕃人事情』(臺灣總督府民生部文書課 一九〇〇「草風館復刻版 二〇〇〇」)

臨時臺灣舊慣調查會編『臺灣私法』(一九一〇)(正式名称は『臨時臺灣舊慣調查會第一部調查第三回報告書』本編全三卷付

屬資料七分冊)

東嘉生『臺灣經濟史研究』(東都出版 一九四四「南天書局復刻

版 一九九五)

臺灣銀行經濟研究室編『清代臺灣大租調查書』(『台灣文獻叢刊』

一五二 一九六三)

臺灣總督府總督官房調査課編『台湾在籍漢民族郷貴別調査』臺灣

總督府 一九二八)

John R. Shepherd 著『Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier, 1600-1800』(Stanford University Press, 1993)

陳秋坤『清代臺灣土着地權—官僚、漢佃與岸裡社的土地變遷—

1700-1895』(中央研究院近代史研究所 一九九四)

國分直一『東アジア地中海の道』(慶友社 一九九五)

笠原政治・植野弘子『アジア読本—台湾』(河出書房 一九九五)

簡炯仁『南臺灣屏東平原的開發與族群關係』(『臺灣文獻』第四十

七卷第三期 一九九六)

國史館臺灣文獻館編『臺灣地名辭書』第四卷、第五卷(一九九六)

笠原政治『台湾原住民研究への招待』(日本順益台湾原住民研究

会 一九九八)

國分直一『台湾山地開發と隘勇隊』(『台湾原住民研究』第三号

風響舎 一九九八)

柯志明『番頭家—清代臺灣族群政治與熟番地權』(中央研究院社

会学研究所 二〇〇一)

若林正文『台湾』(筑摩書房 二〇〇一)

岸本美緒『書評 柯志明著『番頭家』』(『アジア経済』第四十三

卷第七号 二〇〇一)

江樹生譯註『熱蘭遮城日誌』(臺南市政府 二〇〇三)

林淑美『清代台湾の番割と漢番関係』(『名古屋商科大学論集』第

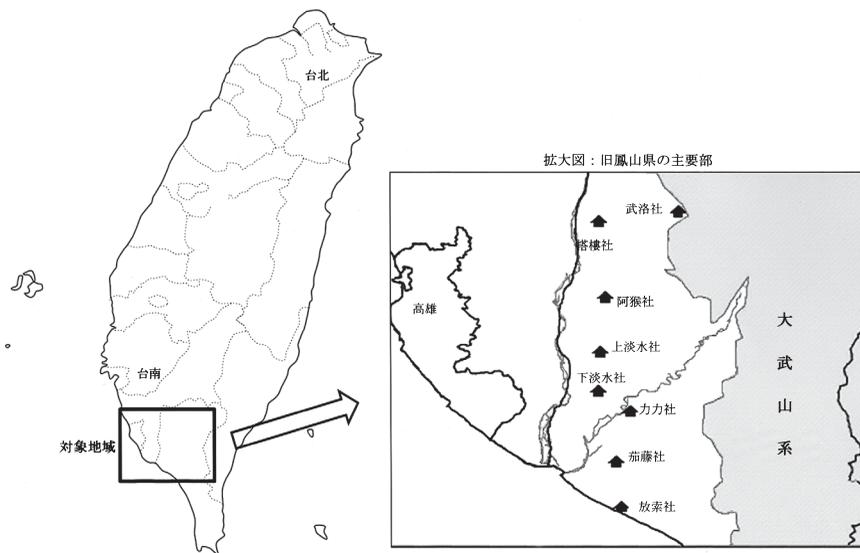
六卷二号 二〇〇四)

施正鋒『台湾平埔族のアイデンティティ』(『台湾原住民の現在』

草風館 二〇〇四)

『宮中檔奏摺中臺灣原住民史料目錄』(台湾中央研究院 DB「瀚典全文檢索系統 2.0 版」からダウンロード)

付図1 台湾島と南部地図



付図2 屏東平原模式図

